

公 示 送 達 書

長崎市告示第585号

令和8年9月7日付けの次の者に係る書類(通知書)は、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、長崎市長(財務部特別滞納整理室)が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月24日

長崎市長 鈴木 史 朗

番号	送達を受けるべき書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者	
		氏	名
1	配当計算書(謄本) 長特滞第1117号	松尾 正明	
2			
3			
4			
5			
6			

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。